

足柄下郡 十九名 愛甲郡 十名

津久井郡 十三名

一 来賓ノ主ナルモノ左ノ如シ

落合内務部長、福本地方課長、篠原事務官、横溝藤沢稅務署長、赤木湘南中学校長、山崎県會議長、白井、長谷川両県會議員、福井全国町村長會主事、金子顧問

一 會議ノ顛末、午前十時三十五分開會一同君ケ代ヲ二唱新田會長國民精神作興ニ関スル詔書ヲ捧讀シタル後別記町村長ノ表彰式ヲ行フ

次ニ知事代理落合内務部長ノ告辭來賓山崎縣會議長及福井全国町村長會主事ノ祝辭アリタル後會務報告ヲ為ス〔印刷物配布〕

次ニ議事ニ移リ新田會長議長席ニ着キ前會長金子角之助氏ヲ本會顧問ニ推薦ノ件ヲ諮リタルニ満場異議ナク決定夫ヨリ別記宣言及各郡町村長會提出事項ヲ逐次議題ニ供シ左ノ通可決確定セリ

午後一時十二分ヨリ會長及副會長ノ選舉ヲ行ヒタル処左ノ通當選セリ

- 會長 三浦郡浦賀町長 石渡 秀吉
- 副會長 中 郡城島村長 菅 沼 保之輔
- 同 鎌倉郡大正村長 川 辺 勝三郎

次ニ全国町村長會政務調査委員候補者ノ選定ヲ行ヒタルニ左ノ通決定

全国町村長會政務調査委員候補者

神奈川県町村長會長 石渡秀吉

右ヲ以テ會議事件終了ニ付石渡會長地元藤沢町ノ斡旋ヲ謝シ閉會時午後二時二十三分

午後三時三十分ヨリ角若松ニ於テ懇親會ヲ開催盛會裡ニ散會セリ

一 三浦郡田浦町長渡戸直三氏ニ左記表彰状及銀杯ヲ贈与

表彰状

三浦郡田浦町長 渡戸直三

多年町村吏員ノ職ニ在リ本會表彰規程第一条ニ依リ勤続八年ニ當リ其ノ功勞顕著ナリ仍テ銀杯一個ヲ贈リ之ヲ表彰ス

昭和六年五月九日

神奈川県町村長會

宣言

日進ノ大勢ニ順応シテ市町村自治団体ノ施設スヘキ公共事業愈々多キヲ加ヘ且其ノ必要緊切ナルモノアリト雖市町村殊ニ町村今日ノ財政ハ一般財界不況ノ影響ニ因リ殆ト行詰リノ状態ニ陥リ辛ウジテ國

家ノ委任事務ヲ処理スルニ止マリ何等積極的施設ヲ講ズルノ余カヲ存セズ自治体本来ノ面目ニ立ツ町村ノ機能ヲ發揮スルコト至難ノ状態ニ在リ而モ法令ニ基ク町村ノ義務支出ハ逐年増加セラレ其ノ負担亦從テ増大スルニ拘ラズ之ガ負担ヲ分任スベキ町村民ノ担稅力ハ反ツテ農家ノ生産物價格ノ暴落ト購買力ノ減少ニ依ル中小商工業者ノ収益激減トニ因リテ著シク減耗セラレ剩ヘ町村民各自ノ負ヘル從來ノ高利債償還ニ迫ラレ其ノ生活ニモ脅威ヲ感ズルモノ渺カラズ為ニ民心弥々萎縮シテ較モスレバ自暴自棄ニ陥ラムトスル傾向スラ認メラザルニ非ズ今ニシテ之ガ対策ヲ講ゼザランカ終ニ町村自治体ノ破滅ヲ招来シ國家ノ基礎ヲ破壊スルニ至ルナキヤヲ惧ル吾人ハ多年町村自治行政ノ任ニ衝リ日夕地方民ノ実生活ニ直面シ常ニ民心ノ嚮背進止ノ状ヲ察知シ町村財政ノ窮狀如何ニ深刻ナルカヲ知悉セルヲ以テ現下未嘗有ノ難局ニ処シ之ガ打開ノ方法ニ付テハ焦心熟慮シツ、アリト雖之素ヨリ一町一村ノ力ニ依リテ展開セラルベキモノニ非ズ宜シク國策ノ実行ニ俟ツベキノミ即チ政府ハ速ニ行政財政ノ根本的整理ヲ断行シ物価ノ下落ニ対応シテ一般官吏、教員等公務員ニ對スル諸給与ノ低減平衡ヲ図リ恩給制度ノ改正、冗員ノ淘汰等ニ依リテ中央、地方相応ジテ歳出ノ減少ヲ計ルト共ニ地方財源ノ拡充並義務教育費國庫負担金増額等ニ因リテ町村民負担ノ軽減ト町村財政

緩和ノ途ヲ講ジ更ニ進ンデ地方産業資金及旧債整理資金ノ低利供給ノ途ヲ開ク等民力ノ復興ニ對スル根本的の方策ヲ樹立シ斷々乎トシテ之ガ実行ニ邁進セラレムコトヲ要望ス本日第十二回通常總會ヲ開会スルニ當リ茲ニ所信ヲ宣明ス

昭和六年五月九日

神奈川県町村長會

決 議

- 一 町村財源ノ擴張充実ヲ期ス
- 二 義務教育費國庫負担金ノ増額ヲ期ス
- 三 農山漁村及中小商工業者負債整理資金ノ低利供給方實現ヲ期ス
- 四 町村吏員優遇及町村吏員互助組合規則ノ制定並町村有建物火災保險相互組合法ノ實現等既決議事項ノ實現ヲ期ス

決議事項

- 一 衆議院議員及県會議員選舉開票事務ハ町村ヲ單位トシ町村長ニ於テ之ヲ行フコトニ關係法規ノ改正方ヲ其筋ニ陳情スルコト

理 由

現行制度ニ於テハ投票函送致及開票事務取扱ノ為多大ノ經費ヲ要シ且不便渺カラザルヲ以テ之ヲ町村長ニ委任シ選舉長ハ其ノ報告ヲ俟テ當選者ヲ定ムルコト、セバ行政整理上資スル所多カ

ルベキニ由ル

二 市町村ノ出納閉鎖期ヲ従前通り六月末日トスルコトニ法規ノ改正方ヲ其ノ筋ニ陳情スルコト

理由

晩近市町村税ノ滞納著シク増加シ四、五、二ヶ月間ニ於テハ到底完全ナル整理ヲ遂グル能ハズ多額ノ滞納ヲ翌年度ニ繰越スコト、ナリテ經理上支障尠カラズ仍テ農村ニ於テ比較的収入多キ六月迄之ヲ延長シ整理ノ完璧ヲ期セムトスルニ由ル

三 衆議院議員、県會議員及市町村會議員ノ選挙資格ヲ統一シ選挙人名簿ヲ一ニスルコト並ニ名簿登録ハ公簿主義ニ依ルコトニ關係法規ノ改正方ヲ其ノ筋ニ陳情スルコト

理由

現在衆議院議員ト県會及市町村會議員ト選挙人名簿ヲ異ニセザルベカラザルハ主トシテ住居〔住所〕ノ一ケ年ト二ケ年ノ差ニ因ルモノナルモ兩者ノ間ニ如斯差異ヲ設クルノ理由薄弱ナリト認ムルニ依リ之ヲ統一シ選挙人名簿ヲ一本トスルト共ニ其ノ登録ヲ公簿主義トセバ多大ノ手数ト経費トヲ省クヲ得一面戸籍法及寄留法等ノ勵行ヲ奨励スルコト、ナルニ由ル

四 租税滞納処分中ノ者ハ総テノ公權ヲ停止スルコトニ關係法規ノ

改正方ヲ其ノ筋ニ陳情スルコト

理由

租税滞納処分中ノ者ノ公權停止ニ関スル規定ヲ削除セラレタル結果近來相当有力者ニシテ滞納ヲ為ス者漸次其ノ多キヲ加ヘ為ニ一般ニ滞納ノ弊風ヲ助長スル傾キアルハ甚ダ遺憾ノ次第ナリトス仍テ本文ノ如ク義務不履行者ニ対スル制裁規定ヲ復活シ其ノ弊風ヲ矯正スルト共ニ思想善導上資スル所アラシメントスルニ由ル

五 家屋税調査委員ハ四年ニ一回之ヲ開キ家屋ノ調査ヲ為スコトニ法規ノ改正方ヲ其ノ筋ニ陳情スルコト

理由

毎年家屋税調査委員ヲ招集シ家屋賃貸価格ノ調査ヲ為スニハ多大ノ経費ト手数トヲ要ス而カモ特殊ノ町村ヲ除キテハ家屋ノ賃貸価格ニ年々著シキ變動ヲ生ズルガ如キ事ナシ仍テ本文ノ通改正シ行政及財政整理ノ一端ト為サムトスルニ由ル

六 県營土木工事ニ付テハ地元請負ヲ許サル、棟県ニ陳情スルコト理由

利害關係甚大ナル地元請負ト為ストキハ将来ヲ考慮シ極メテ親切ニ工事ヲ施行スルコトヲ得ベク且疲弊セル町村民救済ノ一助

トモナルベキニ由ル

七 冠婚葬祭費ヲ節約シ生活改善ヲ図ルタメ各郡若ハ各町村ニ於テ夫々最適ノ方法ヲ定メ其ノ実行ヲ期スルコト

理由

冗費ヲ省キテ個人經濟ノ確立ヲ促シ質実剛健ノ氣風ヲ養ハントスルニ由ル

昭和六年五月九日

〔以上原案可決〕

神奈川県町村長会

各郡提出事項

一 特別税戸数割ノ資産狀況ニ依リ資力ヲ算定シテ賦課スベキ額ハ

戸数割総額ノ十分ノ五迄賦課シ得ルコトニ規定ノ改正方ヲ其ノ筋ニ陳情スルコト〔原案可決〕

理由 口頭説明

二 市町村税等ノ滞納処分ニ付テハ特別ノ執行機関ヲ設クルコトニ制度ノ改正方ヲ其ノ筋ニ陳情スルコト〔原案可決〕

理由 口頭説明

一 昨年度總會ニ於テ議決セル左記事項ノ実現方ヲ其筋ニ請願スル

高座郡町村長会提出

コト〔原案可決〕

(4) 現在ノ県税地租付加税ハ土地収益ノ激減セルニ反シ依然トシテ従前ノ課率ニ依ルハ極度ニ疲弊セル農村ノ現状ニ鑑ミ到底其ノ負担ニ堪ヘザルヲ以テ之ヲ輕減スルコト

(四) 神奈川県々税賦課規則第四十一条除税事項第九号ヲ左ノ通り改正スルコト

「耕作専用ノ船及同専用ニシテ車輪直径六十センチメートル未満ノ荷積小車」トアルヲ「耕作専用ノ船及同専用ノ荷積小車」

ニ改ム

中郡町村長会提出

○幹事会開會顛末

昭和六年五月二十六日午後四時開港紀念横浜会館二階待合室ニ於テ開會石渡会長菅沼副会長及〔愛甲郡ヲ除ク〕各幹事出席左記事項ヲ協議決定セリ

一 前會長新田信氏及前副會長後藤宗七氏両氏ヲ本会相談役ニ推薦スルコトニ決定

二 前項両氏ニ慰勞金トシテ新田氏ニ金百五十円後藤氏ニ金百円感謝狀ヲ添ヘ贈呈スルコトニ決定

本年度通常総会当日ニ於ケル宴会費トシテ農工銀行ヨリ金三百円明和銀行ヨリ金百円寄付決定セル旨会長ヨリ報告アリ尚関東興信銀行ヨリ金百円寄付方ヲ会長ニ於テ具体化ヲ計ルコトニ決定  
次ニ震災借入金償還延期ニ関スル実行委員ノ件ニ付協議ノ結果左ノ通決定午後四時四十分閉会

1 河野氏自然失格ニ付後任委員長ニ松本真鶴町外二ヶ村組合長ヲ推スコト

2 同氏ニ於テ速ニ前委員長トノ引継ヲ了スコト

3 引継ヲ受ケタル上ハ之ヲ町村長会ノ事業ニ復活シ経費ハ其ノ特別會計トスルコト

4 松本新委員長ハ来月六日委員会ヲ招集シ善後策ヲ協議スルコト

○幹事会開会願末

昭和六年六月六日午前十一時県庁二階会議室ニ於テ開会会長、副会長及〔津久井郡ヲ除ク〕各幹事出席震災借入金償還延期ニ関スル実行委員ヨリノ事務引継ヲ為シ尚石渡会長ヨリ新田前会長及後藤前副会長ニ感謝状及記念品ヲ贈呈午前十一時閉会

感謝状

元神奈川県村長会長  
高座郡茅ヶ崎町長 新田 信

君ハ昭和三年九月本会々長ニ就任セラレ爾來二年有七ヶ月鋭意本会發展ノ為ニ尽瘁セラレ町村自治ノ向上ニ貢献セル所尠カラス特ニ義務教育費国库負担金ノ増額、震災応急費償還延期並利子減免等幾多ノ重要事項ニ付之カ実現ニ努メ大ニ本会ノ威力ヲ示シ更ニ今後震災復旧費償減免、義務教育費全額国库負担、自治権ノ拡張其他町村自治行政上幾多ノ懸案事項実現ニ関シ一層君ノ力ニ期待セムトスルノ秋任期満了ノ為今回退任ノ已ムナキニ至リシハ洵ニ惜別ノ情ニ禁ヘズ茲ニ幹事会ノ議決ヲ経金百五拾円ヲ贈呈シ謹テ感謝ノ意ヲ表ス  
昭和六年六月六日

神奈川県村長会

感謝状

元神奈川県村長会副会長  
愛甲郡厚木町長 後藤宗七

君ハ大正十四年五月本会副会長ノ職ニ就任セラレ爾來六ヶ年ノ久シキニ亘リ鋭意本会發展ノ為ニ尽瘁セラレ町村自治ノ向上ニ貢献セル所尠カラス特ニ義務教育費国库負担金ノ増額、震災応急費償還延期並利子減免等幾多ノ重要事項ニ付之カ実現ニ努メ大ニ本会ノ威力ヲ示シ更ニ今後震災復旧費償減免、義務教育費全額国库負担、自治

権ノ拡張其他町村自治行政上幾多ノ懸案事項実現ニ関シ一層君ノ力ニ期待セムトスルノ秋任期満了ノ為今回退任已ムナキニ至リシハ洵ニ惜別ノ情ニ禁ヘス茲ニ幹事会ノ議決ヲ經金百円ヲ贈呈シ謹テ感謝ノ意ヲ表ス

昭和六年六月六日

神奈川県町村長会

○幹事会開会顛末

昭和六年八月十日午前十時三十分県庁二階会議室ニ於テ開会、会長副会長各幹事出席左記事項ヲ協議決定午前十一時五十分閉会

1 デパート地方進出ニ関スル陳情書ノ件

次回迄ニ各自研究シ置クコト

2 中小商工業者運搬資金償還延期ニ関スル件

関係町村ニ於テ極力回収ニ努メ尚回収不能ノタメ救済方法ヲ県ニ陳情スル場合ハ相当応援スルコト

3 関係府県震災借入金償還延期々成同盟会脱退ノ件

本件ハ預金部資金ニ付テハ別個ノ行動ヲ執ルコトニ決定シ居レ  
ルモ国庫貸付金ニ付テモ同様ノ方針ヲ採ルコト、シ之迄ノ精算ヲ為シタル上完全ニ脱退スルコト

4 評議員補欠ノ件

欠員アル郡ニ於テハ速ニ補欠ヲ為シ報告スルコト

5 役員退職ノ場合ニ於ケル慰勞方法ノ件

次回迄ニ案ヲ作り提出スルコト

○幹事会開会顛末

昭和六年九月二十八日午前十時二十分県庁内県会書記室ニ於テ開会  
会長外副会長及幹事全員出席左記事項ヲ協議決定午前十一時二十分

閉会

1 役員退職慰勞金支給規程

原案可決〔別記〕

2 関東一府七県連合町村長会開催ニ関スル件

左記ニ依リ開催ニ決ス

記

開催月日時

十月二十日午後一時

会場

小田原高等女学校講堂

懇親会場

箱根塔ノ沢環翠楼

但シ会費ハ金三円五十錢トスルコト

出席者〔本県分〕

会長、副会長、各郡会長、副会長、県評議員、足柄下郡ニ限  
リ全町村長出席ノコト  
規約ニ依ル県ノ代表者ハ一郡二名宛トスルコト  
提案事項

各郡ノ分ハ幹事会ニ於テ取纏メ来ル十月七日幹事会ヲ開キ決  
定スルコト

3 昭和六年度追加更正予算

原案可決〔別記〕

○評議員会開会顛末

昭和六年九月二十八日午前十一時二十八分県参事会室ニ於テ開会会  
長、副会長及評議員計二十七名出席左記事項ヲ審議決定午後〇時二  
十分閉会

1 役員退職慰労金支給規程

宮治御所見村長ノ動議ニ依リ満場一致別紙ノ通修正可決〔別記  
ノ通〕

2 昭和六年度追加更正予算 原案可決〔別記ノ通〕

○幹事会開会顛末

昭和六年十月七日午後一時四十分県庁二階会議室ニ於テ開会、会長  
副会長及各幹事出席左記事項ヲ審議決定午後四時三十分開会セリ  
一 関東一府七県連合町村長会提案事項ノ件

左記事項採択ニ決定

1 町村起債許可ニ関スル件〔三浦郡提出〕

2 地方官々制第四十一条削除ノ件〔鎌倉郡提出〕

3 農漁山村民並地方中小商工業者ノ負債整理ノ件〔高座郡提出〕

4 衆議院議員及県會議員選挙開票事務ハ町村ニ於テ行フコトニ

改正方ノ件

〔会長副会長提出〕

5 町村吏員ノ恩給支給ニ関スル件〔同上提出〕

6 官報無料配付ノ件〔同上提出〕

右決定後河辺教務課長ノ出席ヲ求メ小学校教員ノ転免増俸ニ付テハ  
予メ町村長ノ意見ヲ徴セラル、コトニ了解ヲ得アルモ実行セラレサ  
ル場合尠カラス仍テ之カ実行ヲ期セラル、ト共ニ年度内ハ町村長ヨ  
リ希望アル場合ノ外増俸ヲ行ハレサル様幹事会トシテ陳情スル所ア  
リタリ之ニ対シ河辺教務課長ヨリ転免ニ付テハ全部ト云フヲ得サル  
モ校長首席等ニ付テハ可成御希望ニ添フ様致スヘキモ特別ノ事情ア  
ル場合ハ相談セサルコトアルヘシ但シ此ノ場合ハ何等カノ方法ヲ以

テ町村ニ支障ヲ生ゼヌ様考慮スベシ増俸ノ件ハ了承セルモ昭和七年  
度町村予算ヲ編成セラル、ニ当リテハ特別ノ事情アル者ニハ増俸ノ  
恩典ニ浴セシメ得ラル、様御考慮願ヒタキ旨述べ退席セラレタリ

○幹事会開会顛末

昭和六年十一月三十日午前十時県庁二階會議室ニ於テ開會菅沼川辺  
副会長及「津久井郡ヲ除ク」各幹事出席菅沼副会長ヨリ会長欠員  
中会長ノ職務ヲ代理スル旨挨拶アリタル後左記事項ヲ議題ニ供シ審  
議ノ上満場異議ナク決定

一 満洲軍慰問ニ関スル件

(イ) 慰問金醸出方法

一戸十錢以上トシ物品ヲ取扱ハザルコト

但シ已ニ各種ノ名義ニ於テ醸出シタル者ハ除ク

(ロ) 取纏及送金方法

各町村長ニ於テ其ノ町村分ヲ取纏メ十二月十五日迄ニ郡町村会

ヘ送金スルコト

郡町村長會長ハ十二月二十日迄ニ県町村長會ヘ送金シ県町村長

會長ハ全額取纏メノ上之ヲ陸軍省ヘ送金スルコト

二 全国町村長會第十二回定期總會提出議題及代表者出席者ノ件

(イ) 提出議題ハ本年五月九日本會通常總會決議事項中「四 租稅

滞納処分中ノ者ハ総テノ公權ヲ停止スルコトニ關係法規ノ改正  
方ヲ其ノ筋ニ陳情スルコト 五 家屋稅調査委員ハ四年ニ一回之  
ヲ開キ家屋賃賃價格ノ調査ヲ為スコトニ法規ノ改正方ヲ其ノ筋  
ニ陳情スルコト」ノ二件ヲ提出スルコト

(ロ) 本県代表出席者ハ從來會長ヲ除キタルモ今回ヨリハ會長一名

ヲ加ヘ其他ハ二名トスルコト

出席郡順位ニ依リ左ノ通り決定

神奈川県町村長會長代理副會長 菅 沼 保之輔

中郡平塚町長 鈴 木 清 寿

津久井郡中野町長 三 樹 保 治

尚前石渡會長ヲ本會相談役ニ推薦スルコトニ決定次會總會迄幹事會  
及評議員會等ニハ新田、石渡、後藤三相談役ニモ出席方ノ通知ヲ発  
スルコトニ決定午後一時十分閉會

○幹事会開會顛末

昭和六年十二月十九日午後一時県庁二階會議室ニ於テ開會菅沼、川  
辺副會長及各幹事新田、石渡、後藤各相談役出席菅沼會長代理ヨ  
リ満洲軍出動軍人ニ対スル慰問金ノ件及本月十三日ヨリ十五日迄東



京市ニ於テ開催セル全国町村長会各府県町村長会会長会議ノ結果報告ヲ為シタル後本会相談役ニ関スル内規〔別記〕ヲ決定午後一時閉会

○幹事会開会顛末

昭和七年一月十一日午前十一時三十分県庁二階会議室ニ於テ開会副会長各幹事〔橘樹郡ヲ除ク〕出席昭和七年度予算ハ前年度繰越金ノ減少、平塚町ガ市トナリ会ヲ脱会スル等ノ関係上会費ヲ増徴セザレバ編成不可能トナルニ依リ之ガ諒解ヲ求メ一同異議ナク之ヲ承認シ尚郡ノ合計額ニ異動ヲ生ゼシメザル範圍内ニ於テ郡町村長会ガ郡内各町村ノ負担額ヲ適當ニ定ムルハ支障ナキコトヲ申合セ左ノ通増徴ノコトニ決定正午十二時閉会

人口五千未満	二十三円
同 一万未満	二十八円
同 二万未満	三十三円
同 二万以上	四十円

○幹事会開会顛末

昭和七年二月十日午前十一時県庁二階会議室ニ於テ開会菅沼副会長及〔足柄下郡、津久井郡ヲ除ク〕各幹事出席菅沼副会長ヨリ過般東

京市ニ於テ開催ノ全国町村長会ノ結果報告ヲ為シタル後昭和七年度町村予算編成ニ関シ県当局ヨリ要望アリタル下級小学校教員増俸ノ件ニ付打合致シ度旨ヲ述ヘ河辺教務課長ノ出席ヲ求メ種々協議ノ結果別記方針ニ依リ増俸ヲ行フコトヲ協定シ且増俸ニ依ル經費膨脹ノ緩和策トシテ高級教員ノ整理ヲ断行セラレタキコト並ニ曩ニ県当局ノ了解ヲ得タル小学校教員ノ辭令ヲ町村長ヲ經由シテ本人ニ交付スルコトノ勵行方ヲ希望シ午後一時二十分閉会

小学校教員増俸ニ関スル件

一 昭和七年度予算編成ニ当リ小学校費ニ付テハ左記ノ方針ニ依ルコト

- 1 俸給五十円未満ニシテ増俸後満三ヶ年以上ヲ經過シタル成績優良ノ教員ニ対シ二円程度ノ増俸ヲ行フコト
- 2 五十五円未満ニシテ特別ノ事情アル者及校長異動ノ際ニ於ケル増俸ニ付テハ県学務当局ト町村当局ト合議ノ上決定スルコト

○幹事会開会顛末

昭和七年三月十七日午前十一時二十七分県庁二階会議室ニ於テ開会菅沼副会長及各郡幹事〔鎌倉郡、津久井郡ヲ除ク〕出席  
左記事項ヲ審議決定午後一時閉会

- 一 昭和五年度決算認定ノ件〔別紙ノ通異議ナク認定〕
- 二 昭和七年度予算議定ノ件〔別紙ノ通り原案可決〕
- 三 来ル五月十七、八ノ両日金沢市ニ於テ開催ノ全国町村長大会ニ本県代表トシテ左ノ者出席ニ決定

神奈川県町村長会長〔氏名未定〕

足柄下郡小田原町長 中 田 寿一郎

都筑郡都岡村長 瀬 戸 豊之助

- 四 福本前地方課長ニ昭和六年度本会費ノ内五十円震災借入金償還延期運動費ヨリ五十円合セテ金百円慰勞金トシテ贈呈スルコトニ決定

○評議員会開会顛末

- 昭和七年三月十七日午後二時県庁二階會議室ニ於テ開會菅沼副會長外評議員十九名出席左記事項決定午後二時五十分閉會
- 一 昭和五年度決算認定ノ件〔満場異議ナク認定〕
  - 二 昭和七年度予算議定ノ件〔原案可決〕
  - 三 本年度通常總會開催ノ件
- 四月三十日頃平塚市ニ於テ開催スルコト

○幹事会開会顛末

- 昭和七年四月十一日午前十一時県庁二階會議室ニ於テ開會菅沼副會長及各幹事〔津久井郡ヲ除ク〕出席左記事項ヲ決定
- 一 本年度通常總會開催事項ニ関スル件左ノ通決定

- イ 宣言ハ(1)義務教育費国庫負担金ノ増額ヲ期ス(2)租税滞納処分中ノ者ハ総テノ公権ヲ停止スルコトニ関係法規改正方ノ実現ヲ期ス(3)町村吏員優遇ノ実現ヲ期スルノ三件ヲ骨子トシ篠原相談役ニ依頼シテ作製ノコト

- ロ 決議事項ハ各郡町村長会ニ於テ必ス一件以上ヲ決定提出シ来ル二十日午前十時ヨリ更ニ幹事会ヲ開キ之カ採否ヲ決定スルコト

○幹事会開会顛末

- 昭和七年四月二十日午後二時県庁二階會議室ニ於テ菅沼川辺両副會長及各幹事出席左記事項ヲ決定
- (一) 通常總會開會期日變更ノ件
- 前會ノ幹事会ニ於テ決定セル本年通常總會開會期日四月三十日ヲ日支事變戰病死者忠魂慰靈祭執行当日ト重復スル關係上五月二日ニ開會ノコトニ變更セリ
- (二) 日支事變戰病死者忠魂慰靈祭執行ノ件

来ル四月三十日県、市、県町村長会及県神職会主催ノ下ニ日支事  
変戦病死者忠魂慰霊祭執行右慰霊祭費用トシテ一町村二円宛ノ支  
出ヲ為スコトニ決定

(三) 通常総会各郡提出事項ノ件

何レモ保留ニ決ス

以上ノ如ク総会ニ付議スヘキモノ皆無ナルニ依リ午前中ニ議事ヲ  
終了午後ハ県嘱託ノ因分大佐ヲ聘シ満蒙問題ノ講演ヲ聴クコトニ  
決定午後三時三十分閉会

○県奨励金下付

昭和六年五月十六日本県知事ニ対シ昭和六年度奨励金下付ノ申請ヲ  
為シ同年八月八日付神奈川県指令第二、三六五号ヲ以テ金七百円  
ヲ二期ニ分チ交付セラルベキ旨許可セラレ現金受領セリ

○同

昭和六年十月十三日本県知事ニ対シ昭和六年度経費中へ奨励金下付  
ノ申請ヲ為シ同年十月二十六日付関東一府七県連合町村長会費ニ対  
シ補助スル旨許可現金受領セリ

○震災見舞発信

昭和六年九月二十二日群馬県、埼玉県町村長会宛左記見舞電報ヲ発  
ス  
「貴県下震災御被害甚大ノヨシ御同情ニ堪ヘズ御見舞申上」

○水害見舞礼状発信

昭和六年九月二十八日付栃木県町村長会ヨリ本県下水害ニ対シ見  
舞状来簡アリタルニ依リ同月二十九日礼状発信セリ

○日支事変戦死者左記三君へ弔電発信

横 浜 市 故陸軍上等看護兵 北 林 林之丞君  
足柄下郡大窪村 故陸軍輜重兵上等兵 瀬 戸 実君  
足柄上郡清水村 故陸軍歩兵上等兵 佐 藤 功 徳君

○満洲事変出征軍人慰問金

昭和七年四月十三日迄取纏メ陸軍大臣宛発送ヲ了シタル各郡釀出額  
左ノ如シ

橘 樹 郡 二七九、七六<sup>(四)</sup>  
都 筑 郡 九七六、九六

鎌倉郡	二、〇三三、六一
高座郡	一、三九三、二四
中郡	一、九一八、四三
足柄上郡	八三〇、六〇
足柄下郡	一、七二三、八二
愛甲郡	八〇〇、〇〇
津久井郡	四四六、五八
合計	一〇、四〇三、〇〇

神奈川県町村長会役員退職慰労金支給規程

第一条 会長副会長及幹事ニシテ引継キ二年以上在職シ退職シタル者ニハ別表ニ依リ慰労金ヲ贈呈ス

付 則

本規程ハ昭和六年四月一日以降ノ退職者ニ之ヲ適用ス

〔別表〕

職名	在職年数				
	十年以上	八年以上	六年以上	四年以上	二年以上
会長	八〇〇円	六〇〇円	四〇〇円	二五〇円	一二〇円
副会長	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一二〇	六〇
幹事	二〇〇	一五〇	一〇〇	六〇	三〇

相談役ニ関スル内規

本会々々長タリシ者ハ退職後本会相談役ニ之ヲ推薦ス  
但シ其ノ任期ハ二年トシ在職ノ日ヨリ起算ス

付 則

会長以外ノ町村長タリシ者ニシテ現ニ相談役ノ職ニ在ル者ノ任期ハ二年トシ町村長退職ノ日ヨリ起算ス

○本会役員氏名

会長 〔欠 員〕

副会長

幹事

中 城島村長	菅沼 保之輔	鎌倉 大正村長	川辺 勝三郎
久良岐 松本 房治	宮前 橋樹村長	都倉 義知	
都筑 瀨戸 豊之助	浦 浦賀村長	加藤 小兵衛	
都筑 川辺 勝三郎	高座 高座村長	望月 珪治	
鎌倉 大正村長	海老名 海老名村長	鈴木 善太郎	
中 菅沼 保之輔	足柄上 足柄上村長	鹿 鹿之助	
城島 菅沼 保之輔	松田 松田村長		
小田 中田 寿一郎	愛甲 津村長		
津久井 三樹 保治			
中野 三樹 保治			
久良岐 松本 房治			
金沢 金沢村長			
橘樹 都倉 義知	生田 生田村長	高橋 加六	
宮前 都倉 義知	柿生 柿生村外一	森 連之助	
都筑 瀨戸 豊之助	ケ村 組合長		

顧問

三浦郡	新倉 豊吉	葉山町長	小林 章司
西浦村長			
鎌倉郡	原田 好安		
大正村長	川辺 勝三郎	深沢村長	吉田 政五郎
	[欠員一名]		
高座郡	宮治 彦治郎	座間村長	稲垣 許四郎
御所見村長	[欠員二名]		
中	二宮 長松	伊勢原町長	田中 音吉
大磯町長			[欠員一名]
城島村長	菅沼 保之輔		
足柄上郡	鈴木 善太郎	川村 長	田淵 勝藏
松田町長			
桜井村長	中戸川清太郎		
足柄下郡	府川 庄次郎	下曾我村長	長谷川 良輔
足柄村長		前羽村長	石塚 八郎
仙石原村長	石村 喜作		
愛甲郡	原 鹿之助	依知村長	梅沢 舜三
中津村長			[欠員一名]
津久井郡	日連村外一 杉本 銀次郎		
神奈川県書記官内務部長		古川 静夫	
地方事務官地方課長		小田 成就	
同	庶務課長	福本 柳一	
同	會計課長	青木 雄司	
		金子 角之助	

相談役 地方事務官 篠原 忠治郎 石渡 秀吉

新田 信 後藤 宗七

[中郡町村長会書類] 大磯町役場蔵

(注) 昭和七年度会費分賦方法、総会又ハ大会ニ出席スル県代表選定

ノ郡順位、神奈川県町村長会表彰規程、神奈川県町村長会々則、

神奈川県町村長会歳入歳出予算、決算表は省略した。

三三三 義務教育国庫負担金増額租税滞納処分者

の公民権停止等に関する神奈川県町村長

会の宣言

宣言

義務教育費国庫負担金ノ増額ハ国民教育ノ本義ト町村財政ノ窮状トニ鑑ミ吾人カ常ニ提唱シテ渝ラサルトコロナリ今ヤ続ク財界ノ不況ニ依リテ町村ノ歳入ハ年々欠陥ニ欠陥ヲ重ネ資力薄弱ナル町村ニ在リテハ殆ト教員俸給ノ支払ニスラ支障ヲ生シ數回ニ之ヲ分割支給スルノ止ムナキモノアルニ至レリ今後尚依然トシテ今日ノ状態ヲ持続セムカ終ニハ町村財政ノ破滅ヲ招来セムコトヲ惧ル町村ニ在リテハ歳出中其ノ大部分ヲ占ムルモノハ実ニ教育費ニシテ他ハ殆ト見ルニ足ルモノナク而モ教育費ノ大部ハ小学校教員俸給費ナルヲ以テ町

村財政ノ緩和ヲ図ル為普遍的ニシテ条理ニ叶ヒ且恒久性アル財源ヲ求ムルトキハ義務教育費国庫負担金ノ増額ヲ措キテ他ニ適當ノ財源ナシト信ス依テ吾人ハ此ノ際小学校教員俸給費全額ヲ目標トシ国庫負担金増額実現ニ向ツテ邁進スルヲ緊切ノ要務ナリトス

自治ノ本義ニ照シ町村ノ要スル費用ハ町村民各自ニ於テ之ヲ負担スヘキコト当然ナルニ近時動モスレハ有識階級ニ在ル者又ハ有産者ニシテ故意ニ納稅義務ヲ怠リ恬トシテ恥ツルコトナク反テ之ヲ世ニ吹聴シテ憚カラサル者等アリ為ニ漸次滞納ノ惡風ヲ助長シ町村財政ノ運用ヲ害スルコトアルノミナラス多クノ善良ナル納稅人ニ對シ思想ヲ惡化セシメツアルコトハ洵ニ看過スヘカラサル重大事ナリトス今ニシテ之カ矯弊ノ策ヲ講スルニ非スンハ終ニ町村自治ノ運営ヲ妨ケ国政ノ基礎ヲ破壊スルニ至ルヘシ依テ吾人ハ斯カル反社会的行為ヲ敢テスル者ノ中少クトモ租稅滯納処分中ニ属スル者ニ對シテハ刑余者破産者ト等シク各種法令ニ定ムル總テノ公權ヲ停止スルコトト為シ之ニ関スル現行法令ノ改正実現ヲ期シ以テ町村自治ノ円滑ト思想善導トニ資スルノ適當ナルヲ痛感ス

町村吏員ハ町村自治体ノ機關ニシテ町村事務ノ執行ヲ以テ職務ト為ス然レトモ今日ニ在リテハ寧ロ法令ニ基ク国政事務ノ執行ニ其ノ能力ノ大半ヲ傾注スルノ現状ナリ而モ其ノ事務タルヤ極メテ多種多様

ニシテ何レモ町村民ニ直接シ国政ノ基調ヲ為スモノナルヲ以テ其ノ国務ニ對スル功勞敢テ官吏ニ讓ルトコロナシ然ルニ国家トシテ町村吏員ヲ遇スルノ途未タ甚タ菲薄ニシテ下級官吏小学校教員ニスラ及ハサルハ吾人ノ常ニ遺憾ト為ス所ナリ依テ将来少クトモ一町村ヲ代表スル地位ニ在ル町村長ノ叙位、叙職年限等ニ付テハ之ヲ委任官同等ノ振合ニ改メ其ノ他ノ榮典授与ニ関シテモ出來得ル限り優遇ノ方途ヲ開カレムコトヲ要望シ以テ町村吏員ノ社会的地位ノ向上ヲ期セムトス本日第十三回通常總會ニ當リ茲ニ其ノ所信ヲ宣明ス

昭和七年五月二日

神奈川県町村長會

#### 決議

- 一 義務教育費国庫負担金ノ増額實現ヲ期ス
- 二 租稅滯納処分中ノ者ニ對シテハ總テノ公權ヲ停止スルコトニ関係法令ノ改正實現ヲ期ス
- 三 町村吏員ニ對スル優遇方法ノ實現ヲ期ス

(神奈川県町村長會議書類)(大正九—昭和九年)大磯町役場蔵)

三六 農家経済救済方法に関する中郡町村長会

の請願事項

号外

昭和七年六月十八日

中郡町村長会長 菅沼保之輔 (印)

大磯町長殿

臨時総会開会ノ件

来ル六月二十日午前九時ヨリ大磯町役場ニ於テ左記ノ件ニ関シ總會

開会致シ度候条必ス御出度相成度此ノ段及通知候也

記

一 農村経済困難ニ対スル救済方法ノ件

農村経済困難ニ対スル救済方法

一 農産物ノ価格ヲ速ニ引上クル様政府ニ陳上スルコト

二 農村高利債借替ニ対シ低利資金ノ運用ヲ其ノ筋ニ請願ノ件

各種団体並ニ個人ニ対スル高利債ヲ低利債ニ借替ノ事ヲ知事

並ニ政府ニ請願ノ事但シ有担保ノ価格ノ引下ヲセザルコト

三 震災応急資金借入金ニ対スル件

震災応急資金借入金ハ据置中ノ利子ヲ政府ニ於テ補給セラレ  
タキコト

四 自作農借入金償還ハ三ケ年間据置キ据置期間中ノ利子ハ政府ニ

於テ補給スルコトニ其ノ筋ニ請願スルコト

以上

(欄外注記) 中郡町村長会昭和七年六月二十日提出即時可決

(神奈川県 国町町村長会議書類) (大正九一昭和九年) 大磯町役場蔵

三五 中郡町村長会の町村財政救済陳情書

陳情書

我国ノ経済ハ積年財界不況ノ脅威ニ因シ從テ之ニ伴フ地方財界ノ窮  
迫益々深刻ナリ仍テ本郡町村長ハ熟議ノ結果客年度以降薄給ナル町  
村吏員淘汰減給ハ勿論公私経済組織ノ緊縮整理ヲ断行シ以テ町村民  
ノ負担軽減ニ努メタルモ著シキ曙光ヲ認メス然ルニ昨秋十一月十  
四、五日ノ風水害ニヨリ甚大ナル災害ヲ蒙リ復旧未タ終ラサルニ早  
害ニヨリ多大ノ町村費ヲ要シ以テ被害ヲ減少ナラシム故ニ町村経済  
ハ一層ノ窮迫ヲ加ヘ担税力ノ欠乏甚シク特殊ノ財源ヲ与フルニ非ス  
ンバ到底其負担ニ堪フヘカラサルハ本郡各町村ヲ通シタルノ実情ナ  
リ故ニ本郡町村長ハ臨時總會ヲ開催シ別紙決議ニ基キ預金部資金元

金償還延期ノ請願セリ何卒事情御洞察ノ上特別ノ御詮議ヲ以テ御高  
感相仰キ度一同連署ヲ以テ陳情候也(注)

昭和八年九月 日

(神奈川  
全 国) 神奈川県大磯町長會議書類(大正九―昭和九年) 大磯町役場蔵

(注) 別紙、連署とも欠。